

一般社団法人 A B C 協会 定款

(非営利型・理事会なし)

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 A B C 協会と称する。

(目的)

第2条 当法人は、業の振興と発展を目的とするとともに、その目的に資するため、次の事業を行う。

1. 事業
2. 事業
3. 事業
4. 事業
5. 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、東京都 区に主たる事務所を置く。

(公告方法)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社員

(社員の資格の取得)

第5条 東京都内において 業を営むものは、当法人の社員となるべき資格を有する。

当法人の社員となるには、当法人が別に定めるところにより当法人の代表理事に申込み、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第6条 社員は、当法人が別に定めるところにより入会金及び会費を支払い、もって当法人の経費を負担する義務を負う。

(社員の資格の喪失)

第7条 社員は、法令の定める事由のほか、継続して6か月以上会費を滞納した場合に、その資格を喪失する。

第3章 社員総会

(定時社員総会の召集時期)

第8条 定時社員総会は、毎事業年度終了後3か月以内に召集する。

(社員総会の召集権者)

第9条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が召集する。

(社員総会の議長)

第10条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

代表理事に事故があるときは、社員総会においてあらかじめ定めた順序により他の理事が議長になる。

(議決権の数)

第11条 社員は、各1個の議決権を有する。

(社員総会の決議)

第12条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

第4章 理事

(理事の員数)

第13条 当法人の理事は、3名以上とする。

(理事の制限)

第14条 理事のうちには、それぞれの理事について、当該理事と次の各号で定める特殊の関係のある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

1. 当該理事の配偶者
2. 当該理事の三親等以内の親族

3. 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
4. 当該理事の使用人
5. 前各号に掲げる者以外の者で当該理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している者
6. 前3号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族

(理事の任期)

第15条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとする。

任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(代表理事)

第16条 当法人に代表理事1名を置き、理事の互選により定める。

(理事の報酬及び退職慰労金)

第17条 理事の報酬及び退職慰労金は、社員総会の決議により定める。

第5章 基金

(基金を引き受ける者の募集)

第18条 当法人は、社員総会の決議により、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第19条 基金は、当法人の解散のときまでこれを返還しない。

(基金の返還の手続)

第20条 基金は、定時社員総会が決定したところに従って返還する。

第6章 計算

(事業年度)

第21条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期

とする。

(剰余金の分配の禁止)

第 2 2 条 当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

(残余財産の帰属)

第 2 3 条 当法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、これを東京都に帰属させる。

第 7 章 附則

(最初の事業年度)

第 2 4 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成 年 3 月末日までとする。

(設立時の入会金及び会費の額)

第 2 5 条 当法人の設立時における入会金及び会費の額は、次のとおりとする。

- 1 . 入会金 金 1 万円
- 2 . 会費 月会費として金 1 千円

(設立時役員)

第 2 6 条 当法人の設立時理事及び設立時代表理事は、次のとおりである。

設立時理事

設立時理事

設立時理事

設立時代表理事

(設立時社員)

第 2 7 条 当法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

東京都 区 一丁目 1 番 1 号

設立時社員

東京都 区 一丁目 1 番 1 号

設立時社員 株式会社

(法令の準拠)

第 2 8 条 この定款に規定のない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法

人に関する法律並びにその他の法令に従う。

以上，一般社団法人 A B C 協会設立のためこの定款を作成し，設立時社員が次に記名押印する。

平成 年 月 日

設立時社員

印

設立時社員 株式会社
代表取締役

印

Sample